

災害補償給付規程

第 一 条【目的】この規程は就業規則第四十八条に基づき株式会社リバストーンモデル（以下会社という）に勤務する従業員の業務上災害及び通勤上災害に関する災害補償の取扱いについて定める。

二. 従業員の業務上災害及び通勤上災害に関する災害に対しては、法定給付のほか会社給付を行う。

三. 業務上災害及び通勤上災害の範囲は労働基準法・労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第 二 条【適用の範囲】本規程は、就業規則第二条に定める全ての従業員に適用する。但し、試用期間中の従業員及び臨時採用の従業員には法定外の会社給付は行わない。

第 三 条【定 義】従業員の業務上災害及び通勤上災害に対する法定給付は労働者災害補償保険法に定めるところによる。

第 四 条【補償制限】従業員が故意に負傷・疾病・障害もしくは死亡またはその直接の原因となった事故を生じさせた場合は補償を行わない。

二. 傷病を受けた者が正当な理由なく療養に関する指示に従わず、負傷・疾病または障害を増進させもしくは回復を妨げた場合は補償を行わない。

第 五 条【療養補償】従業員が業務上災害及び通勤上災害により負傷または疾病したときは療養させ、法定給付に基づき、療養に必要な費用を補償する。

第 六 条【休業補償】従業員が業務上災害により休業したことにより給与を受けられない場合は次の通り休業補償を行う。

(1)休業の初日から3日間 会社給付 賃金日額の60%

(2)休業の初日から4日目以降 法定給付 給付基礎日額の80%

第 七 条【休職期間中の取扱】業務上災害により、休職している期間は勤続年数に算入する。

第 八 条【障害補償】従業員が業務上災害及び通勤上災害により負傷または疾病し、治癒した場合は法定給付の障害補償を行う他障害等級に応じて別表の通り一時金を支給する。但し、試用期間中の者並びに臨時雇用者及びパートタイマーを除く。

第 九 条【遺族補償・葬祭料】従業員が業務上災害及び通勤上災害により死亡した場合は法定給付の遺族補償、葬祭料を行うほか次の通り会社給付を一時金で支給する。但し、試用期間中の者並びに臨時雇用者及びパートタイマーは法定給付を限度とする。

10万円

第 十 条【打切補償】療養補償の規定によって、補償を受ける者が療養開始後3年を経過して負傷が治らない場合は法定の打切補償を行う他次の通り会社給付を一時金で支給する。なお、打切補償を行った以後は本規程に定める補償は行わない。但し、試用期間中の者並びに臨時雇用者及びパートタイマーを除く。

10万円

第 十 一 条【第三者行為】第三者の行為によって生じた災害の場合に於いて、会社が補償を行ったときは、当該従業員が第三者に対して有する損害賠償請求権を会社が取得する。

第 十 二 条【保険契約】本規程による災害補償給付は保険契約に基づいて行うものとし、従業員が保険契約に同意しない場合は当該従業員に対して法定外補償を行わないことがある。

第 十 三 条【賠償免責】会社が本規程による災害補償給付を行った場合に、従業員に対して同一の事由による損害賠償その他の補償を重ねて行うことはない。

付 則

- この規程は令和 年 月 日から施行する。
- この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。

別表

障害等級 1級	10万円	障害等級 6級	5万円
2級	9万円	7級	4万円
3級	8万円	8級	3万円
4級	7万円	9級	2万円
5級	6万円	10級	1万円